

傍聴にあたっての注意事項等

延岡市農業委員会

■傍聴席に入ることができない者

- ・凶器その他危険なものを持っている者
- ・異様な服装をしている者
- ・酒気を帯びていると認められる者
- ・ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- ・その他、総会を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれがあると議長が認める者

■傍聴人の守るべき事項

- ・会議における言論に対して拍手、その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
- ・大声を発するなど騒ぎたてないこと。
- ・はち巻、腕章の類をするなどの示威的行為をしないこと。
- ・飲食または喫煙をしないこと。
- ・みだりに席を離れないこと。
- ・携帯電話等の音を発する情報通信機器は、電源を切るか、音を発しないようにして使用しないこと。
- ・その他、総会を妨害し、または総会の秩序を乱す行為をしないこと。
- ・議長及び農業委員会事務局の職員の指示に従うこと。

上記事項を守れない場合には、議長より退場を命じられることがあります。